

農地中間管理機構の役員体制について

【都道府県名】 熊本県

【農地中間管理機構の名称】 (公財)熊本県農業公社

役 職	氏 名	現(前・元)職名	経営に関し実践的な能力を有する者	追加役員○
理事長	鷹尾雄二	元熊本県人事委員会事務局長		
理 事	山口達人	熊本県農林水産部経営局長		
理 事	小田宗雄	熊本県市長会事務局長		
理 事	宮川章二	熊本県町村会事務局長		
理 事	高濱 泉	熊本県農業協同組合中央会営農生活センター所長	○	
理 事	古田 均	元JA鹿本代表理事組合長	○	○
理 事	木之内均	(有)木之内農園取締役会長	○	○
理 事	前田佳良子	セブンフーズ(株)代表取締役	○	○
理 事	野中育代	元熊本県JA女性組織協議会会長	○	○
監 事	田上哲哉	熊本県土地改良事業団体連合会常務理事		
監 事	前田文徳	全国共済農業協同組合連合会熊本県本部本部長	○	
監 事	松本和久	公認会計士	○	

熊本県

(農用地利用配分計画の決定の方法)

第9条 公社は、次に掲げる原則に基づき、公平かつ公正に農用地等の貸付の相手方の選定及びその変更を行うものとする。

- 一 地域農業の健全な発展に寄与し、将来の地域農業を任せ得ること
 - 二 借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること
 - 三 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること
 - 四 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること
 - 五 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること
- 2 公社が行う農用地等の貸付は、次に掲げる要件をすべて満たしている者に行うものとする。
- 一 貸付の相手方が、法第17条第2項の規定により公表されている者であること
 - 二 法第18条第4項第3号及び第4号に掲げる要件を満たす者であること
 - 三 その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であること、又は貸付けを受ける農用地等で耕作を開始するまでに適当な水準になる見込みがあると認められること
 - 四 その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画における農用地利用計画に定める用途に従って利用することが確実であると認められること
- 3 公社は、地域内で利用権の交換等を行う場合又は集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として公社に農用地等を貸し付ける場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさない限り、優先して貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。
- 4 公社は、当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとし、そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- なお、その判断に当たっては当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。
- 5 前2項に規定する場合以外においては、次に掲げる事項を総合的に勘案し、優先順位をつけたうえで、順次協議を行うものとする。
- 一 現在経営している農用地等との位置関係
 - 二 当該借受希望者の希望条件との適合性
 - 三 地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）
- 四 当該地域の「人・農地プラン」の内容
- 6 公社は、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- 7 選定に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会等を設置し、意見を求めることができるものとする。
- 8 公社による農地の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展の観点から原則5年以上とする。

ただし、地域の農用地利用の効率化・高度化を進める上で再配分が必要な場合には、一定期間経過後に、貸付先の変更等について借受者と協議できるものとする。

熊本県の業務委託先
(9月末現在)

- 42市町村
- 14JA
- (株)肥後コンピュータサービス
- (株)熊本放送
- (株)日本農業新聞